

最高裁人総第4218号

令和5年10月2日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課長 富澤 賢一郎

CA-19における実施概要について（送付）

標記の試験について、下記の資料を送付しますので、CA-19に関する事務はこれによって実施してください。

記

令和6年度裁判所書記官任用試験（CA-19）実施概要

令和6年度裁判所書記官任用試験(CA-19)実施概要

1 受験資格(別紙「在職年数及び受験資格一覧表」参照)

裁判所事務官、裁判所速記官、裁判所技官、家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補の職又はこれらの職に準ずる職の在職年数が、令和6年3月31日現在において、通算して次の(1)又は(2)の期間に達する者
なお、期間の算出は月計算による。

- (1) 次に掲げる試験のうち、いずれかに合格し、当該試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者にあつては、5年
 - ア 裁判所職員(裁判所事務官)採用I種試験
 - イ 裁判所職員採用総合職試験(院卒者試験)の法律・経済区分
 - ウ 裁判所職員採用総合職試験(大卒程度試験)の法律・経済区分
 - エ 裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官、院卒者区分)
 - オ 裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)
 - カ 裁判所職員(裁判所事務官)採用II種試験
 - キ 裁判所職員採用一般職試験(大卒程度試験)
 - ク 裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)
- (2) (1)以外の者にあつては、9年

2 申込受付期間等

(1) 受付期間

令和5年10月23日(月)から10月31日(火)まで

(2) 申込方法

ア Microsoft 365を利用することができる職員

次のURLからアクセスできるMicrosoft Formsから必要事項を入力して申し込む。

URL: XXXXXXXXXX

イ Microsoft 365を利用することができない職員(例:育児休業中の職員)

別紙様式に必要事項を記入して所属庁の総務課(人事課)に提出する。

(3) 受験上の配慮

身体の障害等があるため、着席位置の指定、車椅子、補聴器等の補装具の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望する者は、特段の事情のない限り(1)の期間内に、次のとおり申し出る。

ア Microsoft 365を利用することができる職員

(2)アのURLからアクセスできるMicrosoft Formsから必要事項を入力する。

イ Microsoft 365を利用することができない職員

受験上の配慮に関する申出書に希望する配慮等を記入して所属庁の総務課(人事課)に提出する。

なお、申出の内容を確認の上、場合によっては、障害の程度を証明する書類を提出してもらうことがある。また、申出の内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もある。

3 第1次試験(筆記試験)

(1) 試験科目

次の4科目について論文式による筆記試験を行う。

- ア 憲法
 - イ 民法
 - ウ 刑法
 - エ 次に掲げる科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目
民事訴訟法及び民事訴訟規則
刑事訴訟法及び刑事訴訟規則
- ※ 試験時に施行されている法令に基づいて出題する。

(2) 試験日及び時間割

期 日	曜 日	科 目	時 間
令和5年 12月5日	火	憲法	10時00分～12時00分
		民法	13時30分～15時30分
12月6日	水	刑法	10時00分～12時00分
		民訴法等又は刑訴法等	13時30分～15時30分

- (3) 合格通知予定期日 令和6年3月中旬

4 第2次試験(口述試験)

- (1) 試験日 令和6年5月7日(火)から同月17日(金)までの期間のうち受験者ごとに指定される日
- (2) 試験内容 人物考査及び実務考査(法律試問を含む。)
※ 法律試問は、試験時に施行されている法令に基づいて行う。
- (3) 対象者 第1次試験合格者及び第1次試験を免除された者
- (4) 合格通知予定期日 令和6年6月中旬

5 第3次試験(実務試験)

- (1) 試験日 令和6年6月下旬から9月上旬まで
- (2) 試験内容
- ア 前期研修(於総合研修所) 6月下旬から7月中旬まで
 - イ 実務研修(於所属庁) 7月中旬から8月中旬まで
 - ウ 後期研修(於総合研修所) 8月下旬から9月上旬まで
- (3) 対象者 第2次試験合格者
- (4) 合格通知予定期日 令和6年9月中旬

6 第1次試験成績の通知

- (1) 成績通知の対象となる者
CA-19を有効に受験して不合格になった者のうち、成績通知を希望する者に対して行う。
- (2) 成績通知の内容
通知する成績は、第1次試験結果について、科目ごとに順位付けを行い、それを4段階にランク分け

してAからDまでに符号化したものとする。

(3) 成績通知の手続

ア 成績通知の依頼の期間及び方法

(ア) 成績通知の依頼の期間

成績通知を希望する者は、次の期間内（b及びcにつき初日不算入）に成績通知の依頼を行う。

- a 第1次試験の不合格者については、4月1日から同月20日までの期間
- b 第2次試験の不合格者については、第2次試験の合否通知を受けた日から14日以内
- c 第3次試験の不合格者については、最終合否通知を受けた日から14日以内

(イ) 成績通知の依頼の方法

a Microsoft 365を利用することができる職員

Microsoft Formsから必要事項を入力して依頼する。

なお、URLは後日対象となる者に通知する。

b Microsoft 365を利用することができない職員

所属庁に備付けの試験成績通知依頼書を所属庁に提出して行う。

イ 成績通知の方法

成績通知は、試験成績通知書を本人に電子メールで送付する。ただし、Microsoft 365を利用することができない職員に対しては、本人に親展扱いで封緘した封筒に入れた通知書を所属庁を経由して交付する。

なお、同通知書は、第1次試験の不合格者については6月上旬、第2次試験の不合格者については8月下旬、第3次試験の不合格者については10月中を目途に送付する。

7 第3次試験の辞退（第1次試験の免除）について

4の第2次試験に合格した者のうち、産前産後休暇や育児休業の取得などにより第3次試験を辞退した者で、相当と認められるものについて、辞退した日から4年以内であれば、休暇等が終了した後に、再度CA試験を受験する際の第1次試験が免除される場合がある。詳細は、人事担当者に確認されたい。

在職年数及び受験資格一覧表

試験年度	採用年月日	在職年数	Y (II種) C (一般職 (大卒程度))	Q (II種) D (一般職 (高卒者))	受験資格		
					① I種 総合職 (法律・経済)	② II種 一般職大卒	③ ①・②以外
					1(1)のアーオ	1(1)のカーク	1(2)
令和 4	5.4.1	1	C-11	D-11	×	×	×
3	4.4.1	2	10	10	×	×	×
2	3.4.1	3	9	9	×	×	×
2019	2.4.1	4	8	8	×	×	×
平成 30	31.4.1	5	7	7	○	○	×
29	30.4.1	6	6	6	○	○	×
28	29.4.1	7	5	5	○	○	×
27	28.4.1	8	4	4	○	○	×
26	27.4.1	9	3	3	○	○	○
25	26.4.1	10	2	2	○	○	○
24	25.4.1	11	1	1	○	○	○
23	24.4.1	12	Y-27	Q-48	○	○	○
22	23.4.1	13	26	47	○	○	○
21	22.4.1	14	25	46	○	○	○
20	21.4.1	15	24	45	○	○	○
19	20.4.1	16	23	44	○	○	○
18	19.4.1	17	22	43	○	○	○
17	18.4.1	18	21	42	○	○	○
16	17.4.1	19	20	41	○	○	○
15	16.4.1	20	19	40	○	○	○
14	15.4.1	21	18	39	○	○	○
13	14.4.1	22	17	38	○	○	○
12	13.4.1	23	16	37	○	○	○
11	12.4.1	24	15	36	○	○	○
10	11.4.1	25	14	35	○	○	○
9	10.4.1	26	13	34	○	○	○
8	9.4.1	27	12	33	○	○	○
7	8.4.1	28	11	32	○	○	○
6	7.4.1	29	10	31	○	○	○
5	6.4.1	30	9	30	○	○	○
4	5.4.1	31	8	29	○	○	○
3	4.4.1	32	7	28	○	○	○
2	3.4.1	33	6	27	○	○	○
元	2.4.1	34	5	26	○	○	○
昭和 63	元. 4.1	35	4	25	○	○	○
62	63.4.1	36	3	24	○	○	○

(別紙様式)

CA-19

裁判所書記官任用試験受験申込書

試験地		受験番号		受付日	
(ふりがな) 氏名 職員番号	AA				
受験資格	<p>1 <input type="checkbox"/> 裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験、裁判所職員採用総合職試験の法律・経済区分、裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官）、裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験、裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）又は裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）のいずれかに合格し、当該試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者で、通算在職年数が5年以上の者</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 1以外の者で、通算在職年数が9年以上の者</p>				
第一次試験 選択	<p><input type="checkbox"/> 民事手続法及びこれに関連する実務</p> <p><input type="checkbox"/> 刑事手続法及びこれに関連する実務</p>				